五十三　銀行代理業者名　宮之前佳奈子
　主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市千年一丁目三十五番一号
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年三月三十日
五十四　銀行代理業者名　大原めぐみ
　主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県南九州市頴娃町別府九千六百四十六番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年四月一日
五十五　銀行代理業者名　藤原　保
　主たる営業所又は事務所の所在地　大分県中津市字小祝五百四十六番地の一
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年四月二十二日
五十六　銀行代理業者名　古川ヤツコ
　主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県小林市大字永流迫六百四十八番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年五月一日
五十七　銀行代理業者名　尾前三七子
　主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野三百八十二番地四
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年五月七日
五十八　銀行代理業者名　森　ミチ子
　主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県宮崎市大字富吉二千三百九十番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年六月一日
五十九　銀行代理業者名　児玉　美枝
　主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県北諸県郡三股町大字長田六千百七十四番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年六月一日
六十　銀行代理業者名　守島　敦子
　主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県大島郡伊仙町大字目手久四百番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十一年六月一日

○国土交通省告示第九百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

第１　起業者の名称　東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道茅部郡森町字赤井川地内から同町字駒ヶ岳地内まで及び同町字駒ヶ岳地内）

第３　起業地

１　収用の部分　北海道茅部郡森町字赤井川及び字駒ヶ岳地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道茅部郡森町字赤井川地内の大沼インターチェンジ（仮称）から同道二海郡八雲町立岩地内の八雲インターチェンジまでの延長45.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（以下「函館名寄線」という。）は、函館市を起点として、名寄市に至る延長約500㎞の路線である。函館名寄線の経由地には、本件区間の存する道南圏においては本州との玄関口である函館港を擁する函館市、道央圏においては道内最大の港湾を擁する苫小牧市及び北海道の中心都市である札幌市、道北圏においては道内第２位の人口を有しその中核となる旭川市がそれぞれ位置し、函館名寄線は、道南圏、道央圏及び道北圏の北海道の３つの経済圏を有機的に結ぶとともに、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線等をはじめとする幹線道路とネットワークを形成することにより、北海道の農業、産業、経済の振興及び連携のとれた均衡ある発展を図り、沿線市町村のさらなる生活向上、活性化に資することを目的とするものである。

広大な北海道においては、地域間の連携を強化し、農林水産業、工業、商業、観光業等の振興を図るために、沿線都市間における自動車交通の高速化が求められているところであるが、本件区間の存する道南圏は、するめいかをはじめとするいか類、すけとうだら等の水産業、にら、ねぎ等の野菜の栽培や養豚といった農畜産業等の第一次産業が盛んであり、水産物、農畜産物が函館市や札幌市の市場等にトラック輸送されている。また、函館港は北海道と本州とをフェリー航路等で結ぶ玄関口の役割を果たしており、水産品を中心に道南圏だけでなく北海道の各地域から生産物が集積され、本州へ輸送されるほか、本州からの物流や人的交流の窓口としても重要な役割を担っており、輸送される農水産品等の品質保持や安定供給のために自動車交通の高速化や定時性の確保が求められているところである。

このうち、本件区間の沿線地域では、一般国道５号が物流等において重要な役割を担っている唯一の幹線道路であるが、車線数は一部市街地を除き２車線であり、切り立った自然斜面下の海岸沿いを通過しているため、豪雨による土砂崩れ、河川の氾濫等の災害や事故による全面通行止め等の規制時においては、他に代替となる主要幹線道路もないことから、長距離の迂回を強いられている。過去の災害状況を見ると、平成18年までの32年間に計34回の通行止めが発生しており、物流のみならず人的交流や緊急輸送の観点からも代替路線の確保が求められているところである。